

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	中野区
4. 届出番号	16
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/105000/d018416.html

執行機関名 中野区長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	保育所保育料の減額に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第42号)別表第1 第15の項 保育所保育料の減額に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) 第1条	中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例(平成10年条例第15号)第1条、第3条、第9条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが<u>健やかに成長することができる社会の実現に寄与</u>することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所(以下単に「保育所」という。)における保育の利用に伴う費用の徴収、中野区保育所条例(昭和36年中野区条例第3号)第1条に規定する中野区保育所(以下「中野区保育所」という。)において実施する保育時間の延長に伴う費用の徴収及び保育サービスに係る<u>利用者負担額の適正化</u>のための措置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条第1項 区長は、保育所における保育を利用する子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定子ども(以下単に「支給認定子ども」という。)の同項に規定する支給認定保護者又は扶養義務者(法第56条第2項の規定による法第51条第4号又は第5号に規定する費用の徴収については、本人又はその扶養義務者。以下「保護者等」と総称する。)から当該保育に係る費用を徴収する。</p> <p>第9条 区長は、特に必要があると認めるときは、保育料等の額を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例(平成10年条例第15号) 中野区特定教育・保育施設等保育料徴収規則(平成27年規則第43号) 中野区保育所等利用調整事務等取扱要綱(平成10年要綱第51号)</p>